

NO	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
1	特別食堂のサービス方式について	4	2	(7)	5)		十分なサービスおよびグレードの確保が可能な場合、カフェテリア方式の提案も可能でしょうか？	記載のとおり、テーブルサービス方式としてください。
2	特別食堂の業務内容について	4	2	(7)	5)		学内におけるサービス (コーヒーサービスや弁当配達等) のニーズはどの程度あるのでしょうか？	提供できるデータはありません。本学の立地及び規模から判断して下さい。
3	特別食堂の厨房設備等について	4	2	(7)	5)		厨房設備ならびに食事スペースのテーブル・イス等の備品については大学の負担により用意する」とありますが、テーブル・イス等の備品には具体的にどのようなものまで含まれるのかご提示ください。	具体的には、要求水準書P.50に示したとおり厨房機器一式、テーブル (70人分) イス (70) 電話機となります。レジ、調理用鍋、食器、箸等の什器類は含まれません。
4	特別食堂の設備について	4	2	(7)	5)		標準グレードとの表記になっていますが、具体的な内容を示してください。	国立大学の学内施設として通常考えられる程度のグレードです。なお、要求水準書 (案) に関する質問回答書で示したように、標準グレード整備費との差額を事業者が負担することで、標準グレードを上回るご提案をいただくことは可能です。
5	特別食堂設備について	4	2	(7)	5)		厨房設備・備品・内装等の更新について、どのような計画とされていますでしょうか？	基本的に、事業期間中の本学負担での更新は予定しておりません。やむを得ない事情による場合のみ更新します。
6	厨房設備等について	4	2	(7)	5)		厨房設備使用料は厨房設備の初期投資額の5.94% (年間) とありますが、厨房設備は大学の負担にて設置することとされています。初期投資額は幾ら程度を想定されているのでしょうか。また設備更新等があった場合においても、事業期間中の使用料は変動せず、固定化されると理解してよろしいですか。更に大学への支払条件を具体的にご教示下さい。	やむを得ない事情により更新した厨房設備については、その設備額の5.94% (年間) を使用料とする予定です。厨房設備については事業者からの提案をもとに大学が用意する予定なので、厨房設備の初期投資額は事業者の提案により異なります。使用料の支払いについては、年間分を四半期、半期若しくは年間分を大学の請求に基づき、請求された期限までに納入していただくことになります。
7	特別食堂部分の建設費について	4	2	(7)	5)		特別食堂部分の設計・建設費は、サービス対価の「施設整備費」に含まれるという理解でよろしいでしょうか？	お考えのとおりです。
8	特別食堂の提案について	4	2	(7)	5)		特別食堂についての提案を行わなかった場合、施設整備や運営についてどのように計画されていますか？	特別食堂の運営についての提案がない場合においても、食堂として施設整備を行うこととなります。
9	特別食堂の運営について	4	2	(7)	5)		周囲の状況やその他の条件により、特別食堂に対するニーズが極端に少ない場合のリスクは大学側がとると考えてよろしいでしょうか？	特別食堂の運営に関して大学がリスクを負担することは考えておりません。
10	特別食堂部分の水光熱費の支払について	5	2	(7)	5)		特別食堂の水光熱費は、事業者が直接支払うのでしょうか？ 貴校が、本施設全体にかかる水光熱費と併せて立替払いをするのでしょうか？	特別食堂の水光熱費は、大学の請求に基づき、毎月大学に納入することとなります。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項				
11	特別食堂の付帯施設について	5	2	(7)	5)	事前に大学の許可を得て購買等の業務を行うことができる」とありますが、具体的な許可基準があればご提示ください。 たとえば、生協の購買と同品目のものを扱っていても、内容、価格等が違えば許可されるのでしょうか。	特別食堂の付帯施設については、あくまでも補助的な位置付けと考えています。特別食堂の設置目的を損なわず、諸条件を満たす範囲内であれば購買等の業務は基本的に許可する方針ですが、具体的な許可については個別に判断することになります。
12	施設の概要 (概ねの面積)について	5	2	(8)		この表中の概ねの面積とは、法定延床面積、容積対象面積、諸室の専有面積の合計のいずれを指すのでしょうか。	法定延床面積に準じますが、サービスヤード、ロビー、アカデミックホール、吹抜けおよび自動化書庫の仮想床は含まれていません。
13	施設面積算定について	6	2	(8)		施設規模9,330㎡にサービスヤード、アカデミックホールを含まない」との記述ありますが、アカデミックホール以外の共用部分の面積 (共用廊下、共用トイレ等) も含まないとの解釈で宜しいのでしょうか。	施設規模9,330㎡にサービスヤード、ロビー、アカデミックホール、吹抜けおよび自動化書庫の仮想床は含まれませんが、共用廊下や共用トイレ等は含まれます。
14	大学の支払について	6	2	(9)		国庫債務負担行為はいつのタイミングで議決されるのでしょうか。また、当該議決は事業期間終了時までの債務負担行為を対象になされるのでしょうか。	国庫債務負担行為については現在国会で審議中の平成15年度予算案の成立と同時に可決されることとなります。その後の措置については別紙を参照して下さい。
15	独立行政法人化について	6	2	(9)		「本学の独立行政法人化は本事業における大学からの支払いについては何ら影響を及ぼすものではない」との記載がありますが、根拠となる法令等をお示しいただけますでしょうか。 ご回答の内容次第では、条件付の入札、あるいは入札辞退という選択をせざるを得ない可能性も出てきます。仮に条件付入札を行った場合には失格になるのでしょうか。	独立行政法人化については別紙を参照して下さい。また、条件付入札は認めておりません。
16	独立行政法人化について	6	2	(9)		独立行政法人への移行の有無は本PFI事業執行に対して、何ら影響を与える要素とはならないということでしょうか？	独立行政法人化については別紙を参照して下さい。
17	大学の支払いに関する事項	6	2	(9)		独立行政法人化は本事業における大学から選定事業者への支払いについては何ら影響を及ぼすものではない」とありますが、具体的にどのような手だてが講じられていますか。ご教示下さい。	独立行政法人化については別紙を参照して下さい。
18	独立行政法人化について	6	2	(9)		「..本学の独立行政法人化は本事業における大学から選定業者への支払については何ら影響を及ぼすものではない。」とありますが、議決された国庫債務負担行為は、独立行政法人化されても引き続き有効であることを保証するものであり、この旨は事業契約に明記されるものと理解してよろしいのでしょうか？また、国立大学法人法案 (H15.2.28国会提出) 第33条に基づき国立大学法人が発行する債券と、本事業の債務との関係 (優先順位) をご教示下さい。	独立行政法人化については別紙を参照して下さい。後段については現時点ではお答えできません。
19	国庫債務負担行為について	6	2	(9)		独立行政法人化は・・・支払いについては何ら影響を及ぼさない」とありますが、これは国庫債務負担行為がそのまま継続するという意味でしょうか。または別の方法・内容によるもののでしょうか。後者の場合は、その内容をご提示ください。	独立行政法人化については別紙を参照して下さい。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答	
		頁	項					
20	国庫債務負担行為について	6	2	(9)		他の大学PFIでは、大学が独立行政法人化された場合、国の国庫債務負担行為は消滅する、との説明がなされているものもありますが、本事業においては、大学が独立行政法人化されても国庫債務負担行為が継承されるという認識でよろしいでしょうか。	独立行政法人化については別紙を参照して下さい。	
21	入札スケジュールについて	16	4	(3)		入札説明書等に関する質問機会が1回しかありません。落札後、契約内容は軽微な事項以外変更できないことを勘案すると、大学及び事業者に疑義が残る状況で入札をむかえることも想定されます。つきましては、参加申請から入札まで1ヶ月半程度ですが、再度質問の機会を設けて頂きたいと考えます。	予定しておりません。	
22	消費税率について	19	4	(3)	3)	(4)	落札価格は入札価格から割賦金利相当額を控除した金額の100分の5に相当する金額を入札価格に加算した金額、とのことですが、実際にお支払いいただくことになる割賦元本にかかる消費税の金額は、施設引渡時点の税率に基づき確定すると認識してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。施設整備費相当に関する消費税は施設引渡し時点の消費税率で確定します。
23	入札執行回数について	20	4	(3)	3)	(9)	入札執行回数が2回となっておりますが、どのような場合に2回目の入札が行われるのでしょうか。	1回目の開札において、全ての応募者の入札価格が予定価格を上回った場合、2回目の入札を行います。
24	入札執行回数について	20	4	(3)	3)	(9)	「入札執行回数は、原則として2回とする」とありますが、これは1回目不調に終わった場合に限り、2回目を実施するとの理解でよろしいですか。	1回目の開札において、全ての応募者の入札価格が予定価格を上回った場合、2回目の入札を行います。
25	落札者の決定について	22	4	(3)	7)		「大学は、審査委員会の評価を踏まえ、最も優れた提案を行った者を落札者として決定する」とありますが、これは、「落札者決定基準」に基づき優秀提案者を、再度大学が評価し落札者を決定する(優秀提案者と落札者が異なる)ことも有り得るとの意味でしょうか。	応募者の提案に関して落札者決定基準に基づき審査委員会が総合的に評価し、大学は、審査委員会の評価を踏まえ、最も優れた提案を行った者を落札者として決定します。
26	提案内容審査について	25	5				「審査委員会」、「審査委員会事務局」及び「審査委員会事務局」に対する助言者」の提案審査に対する役割分担、権限等をご教示下さい。	審査委員会は、落札者決定基準に従って、提案の審査を行います。審査委員会事務局は、審査委員会の事務を取扱い、審査が公正、円滑に行われるよう補佐します。審査委員会事務局の助言者は、審査委員会事務局を補佐します。
27	基本協定の締結について	26	6	(1)			「落札者は、落札決定後7日以内に基本協定を締結しなければならない」とありますが、構成員各社の捺印手続等だけでも非常にタイトなスケジュールとなります。事業スケジュールの兼ね合いで規定されたものと認識しておりますが、「速やか」に等と表現を修正して頂きたいと考えます。	文部科学省発注工事請負等契約規則に従い、原案どおりといたします。
28	事業契約の締結について	26	6	(3)			「軽微な事項」の軽微な範囲をお示し下さい。	契約内容の変更を伴わない語句の修正等を予定しております。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項				
29	事業契約の締結について	26	6	(3)		「違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある」とありますが、どのような場合に請求することを想定されていますか。落札者に正当な理由があり基本協定を締結できない場合、違約金は請求されないとの理解でよろしいですか。	落札者に正当な理由があると大学が認めた場合は、大学は請求致しません。
30	事業契約が締結されない場合の違約金について	26	6	(3)		「特別目的会社」が事業契約を締結しない場合は、大学は違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。」とありますが、貴校の責めに帰すべき事由により事業契約が締結されない場合、事業者の貴校に対する損害賠償請求は妨げられないという理解でよろしいでしょうか？	大学がその責に帰すべき事由により事業契約を締結しない事態は想定できません。
31	事業契約の締結について	26	6	(3)		「違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。」とありますが、どのような場合に請求することを想定されていますか。事業者に正当な理由があり、事業契約を締結できない場合は違約金は請求されないと理解してよろしいでしょうか。	落札者に正当な理由があると大学が認めた場合は、大学は請求致しません。
32	基準金利確定日について	26	6	(4)	1)	「契約金額は、落札金額を落札者決定日における基準金利で見直した金額とする。」とありますが、落札者決定日から引渡しまでは約1年8ヶ月あります。その間の金利変動リスクを回避するために事業者はフォワードスワップを組みますが、落札者決定と同時にスワップを押さえることは、どの応募企業 (応募グループ) においてもきわめて困難です。引渡しまでの金利変動リスクは事業者が内包することとなり、事業の安定性にも支障があると考えられます。事業者はこのリスク分を上乗せしたスプレッドを提案することとなり、結果的に契約金額が上昇します。基準金利の確定は引渡日にすべきと考えますが、貴校はどのような理由で落札者決定日を基準金利確定日と規定されたのでしょうか？	現在の国の会計及び予算の法制度、運用に関する規定その他の枠組みの中で、基準金利の確定をできる限り引渡日に近い日に設定したものです。
33	事業契約上の地位の譲渡について	27	6	(4)	4)	事業契約上の地位を金融機関へ譲渡することは可能でしょうか？	事業契約上の地位を譲り受けたとしても、金融機関には事業実施能力がありませんので、譲渡は不可能です。
34	債権の譲渡について	28	6	(4)	4)	設計・建設業務にかかる債権と維持管理業務にかかる債権とは、それぞれ別個のものとして譲渡または担保権設定できるのでしょうか？	債権は分離せず一体としてのみ、譲渡又は担保設定を承諾致します。
35	事業契約書 (案) に示されていない事項について	28	6	(4)	5)	「リスク分担の程度や具体的内容について...事業契約書 (案) に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。」とありますが、落札者決定後の双方の協議結果を反映させた事業契約を締結するという理解でよろしいでしょうか？	締結する事業契約に、落札者決定後の双方の協議結果を反映させることは、想定しておりません。

NO	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	6	(4)	5)			
36	金沢大学生協同組合とのリスク分担	28	6	(4)	5)		選定事業者は大学に請求することができる」とありますが、請求した場合には、大学はその費用を事業者にお支払い頂けると理解してよろしいですか。	お考えのとおりです。事業契約書第49条第4項として「事業者が行う維持管理につき金沢大学生協同組合の責めに帰すべき事由により事業者に追加費用が発生したときは、大学はかかる追加費用を負担しなくてはならない。」を新設致します。
37	国立大学の法人化について	30	7	(2)			平成16年度を目処に開始される国立大学の法人化に関連して、文部科学省の長期債務負担行為は、法人化の後も事業期間に亘り法的に有効である旨を予め条件づけして戴くことをお願い致します。この有無が資金調達に大きく影響しますのでご配慮願えれば幸いです。	独立行政法人化については別紙を参照して下さい。
38	国立大学の法人化について	30	7	(2)			同様に国立大の法人化後も当初の文部科学省の事業契約当事者としての立場を維持(事業契約に係る補償行為)して戴けることを入札前に明文化願えますでしょうか。	独立行政法人化については別紙を参照して下さい。
39	大学によるモニタリングについて (特別食堂について)	30	7	(4)			特別食堂の提案を行う場合は事業者の独立運営ということですが、大学側はその運営業務に対して年度ごとの報告書提出を求める以外にはモニタリングを行う予定はないのでしょうか。また、仮に事業期間内に事業者がやむを得ない事情により特別食堂の運営中止を求めた場合、大学側との協議により本事業から特別食堂の運営のみを中止することは可能でしょうか。	必要に応じて、教職員及び学生等へのヒアリング、苦情受付等を行うことを想定しております。なお、事業契約書第58条の表題を(モニタリング)とし、第2項として「大学は、必要に応じて、特別食堂の運営について大学教職員及び学生等へのヒアリング、苦情受付等を行うことができる。」を新設致します。後段については、事業期間中の特別食堂の運営の中止は想定しておりません。
40	財務書類の提出について	32	7	(4)	3)		大学は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できる」とありますが、情報公開法等に基づく手続きを踏み公開されるという理解でよろしいですか。	お考えのとおりです。

金沢大学 (角間) 附属図書館等棟施設整備事業 入札説明書等に関する質問回答書 (その2)
 別紙1 入札価格等の算出方法及びサービス対価の支払方法】

平成15年3月24日

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項				
1	修繕、更新等の費用について	2	2	(1)		建物保守管理、設備保守管理、植栽・外構維持管理の各業務に関して、修繕、更新及びその他一切に要する費用とありますが、大学・学生側の責により必要となった修繕や、大学の要望による更新は、これに含まれないと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
2	サービス対価の構成について	2	2	(1)		維持管理相当のその他費用に「SPCの税引き後利益」とありますが、同費用を施設整備費相当の割賦金利に含めることは不可との理解でよろしいですか。	割賦金利のスプレッドの設定については事業者の提案によることとしています。
3	大規模修繕について	3	2	(1)		本施設の大規模修繕にかかる費用は貴校が負担するとなっておりますが、貴校が適切な大規模修繕を実施しないことにより事業者が発生する増加費用（維持管理費の増加等）や損害は、当然に貴校の負担となる理解でよろしいでしょうか？貴校が当該増加費用や損害を負担する旨は、事業契約にも明記していただけるでしょうか？	事業契約期間中の大規模修繕は想定しておりません。なお、ここでいう大規模修繕とは、大学が別途発注する施設の利用を制限して行う大規模な修繕をいいます。要求水準書に示す機能を維持するために行う修繕・更新は、その規模の大小にかかわらず全て事業の範囲内であり、大規模修繕には含まれません。
4	金利期間の計算について	4	2	(2)		施設整備費・維持管理費の支払日は確定できないのでしょうか？施設整備の支払は「4/1、10/1から30日以内に請求 請求書受領後30日以内に支払」（事業契約案p46）となっておりますが、金利期間の計算はどのようにするのでしょうか？	原案どおりとします。大学からの支払いが平準化されるように金利期間の計算を行って下さい。
5	維持管理費支払手順について	4	2	(2)		業務報告書(月報)の提出に関して、「1月、5月については別途協議する」とありますがその意図をご教授ください。	1月、5月の業務報告書(月報)ではなく、1月、5月に提出する(12月、4月の)月報を示しています。例年、1月と5月は月初に休日が多いことを勘案しました。
6	維持管理費相当の支払方法について	4	2	(2)		減額ポイントが発生する場合には、「大学は、業務報告書提出後7日以内に、選定事業者へ減額ポイントを通知する」とありますが、7日以内に通知が無い場合には減額ポイントは発生しないとの理解でよろしいですか。	減額ポイントがない場合には「減額ポイントがない」との通知を行います。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	条	項	号		
1	注記について	表紙				注記にあります「・特別食堂の運営に関係のない規定・・」は「・特別食堂の運営に関係の規定・・」と読み替えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。該当部分を「・特別食堂の運営に係のある規定・・」と変更いたします。
2	調印欄	2				発注者の名義変更は、現時点では何年何月頃を想定しているのでしょうか。また、当該変更時点で契約条件の変更交渉はできるのでしょうか。	独立行政法人化については別紙を参照して下さい。なお、当該変更時点での契約条件の変更交渉は行いません。
3	発注者の変更について	2				「・・国立大学が法人化された場合は、この事業契約書(案)の発注者の名義を変更する予定である。」との事ですが、どういった名義になる予定でしょうか。	現時点では未定であり お答えできません。
4	解釈の優先順位について	6	6	3		「..本契約、入札説明書等、要求水準書、応募者提案等の順にその解釈が優先するものとする。」とありますが、全て同順位にすべきではないでしょうか？各文書の解釈次第では、事業者は提案書に従った業務ができず、事業に支障をきたす可能性があるのではないのでしょうか？	原案どおりと致します。各書類間で齟齬が生じたとしても、解釈の優先順位が示されておりますので、事業に支障をきたすことはないと考えております。
5	事業者の資金調達について	6	7	2		「また大学は、事業者が、PFI法第16条に規定された....支援を受けることができるよう努めるものとする」とありますが、具体的にはどのような努力事項を事業者提供していただけるのでしょうか。	事業者が支援を受けるために、大学が実施可能な一切の行為です。具体的な中身については個別具体的に判断いたしますので、これ以上の回答は困難です。
6	基本設計、実施設計の承認について	7	11・12	1		「工事遅延リスクを鑑みての質問ですが、「大学より承諾を受けなければならない」とありますが、「何日以内」等の期限の定めがありません。大学においては、「合理的理由があった場合のみ設計図書を承諾しない」と理解してよろしいですか。	お考えのとおりです。
7	基本設計の修正について	7	11	2		「大学は...基本設計図書が、本契約、入札説明書等、要求水準書、若しくは応募者提案等に従っていない...と判断する場合には、かかる判断をした箇所及び理由を示して、事業者に対してかかる箇所の修正を、事業者の責任及び費用において求めることができ、事業者は直ちにこれを修正して大学の承諾を受けなければならない。」とありますが、貴校の一方的な判断により事業者負担にて修正させることは不合理ではないでしょうか？双方協議の上、合意によって修正を決定するべきではないでしょうか？	原案どおりと致します。事業契約においては大学が発注者であること、事業者が不服ある場合は第86条に基づき必要に応じて協議の対象となる余地があること等を考慮すれば、格別不合理な規定ではないと考えております。
8	実施設計の修正について	7	12	2		「大学は...実施設計図書が、本契約、入札説明書等、要求水準書、若しくは応募者提案等に従っていない...と判断する場合には、かかる判断をした箇所及び理由を示して、事業者に対してかかる箇所の修正を、事業者の責任及び費用において求めることができ、事業者は直ちにこれを修正して大学の承諾を受けなければならない。」とありますが、貴校の一方的な判断により事業者負担にて修正させることは不合理ではないでしょうか？双方協議の上、合意によって修正を決定するべきではないでしょうか？	原案どおりと致します。事業契約においては大学が発注者であること、事業者が不服ある場合は第86条に基づき必要に応じて協議の対象となる余地があること等を考慮すれば、格別不合理な規定ではないと考えております。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	条	項	号		
9	設計変更に伴う費用負担について	8	13			第2項の括弧書きには「将来の維持管理に係る追加費用を含むがこれに限らない」とあります。3項、6項においても、同括弧書きの規定が適用されると理解してよろしいですか。	お考えのとおりです。
10	設計変更に伴う費用負担について	8	13	2,3,6		「大学が当該費用を負担する」とありますが、その費用は事業者にとどのように支払われるのでしょうか。施設整備費相当分と維持管理費相当分に区分してご明示下さい。また施設整備費相当分の変更があった場合、当該変更に伴うローン契約のブレイクコストは、大学にて負担して頂けると理解してよろしいですか。	支払金額、支払方法を含めて第86条に基づき協議することになります。ブレイクコストについては、必要であれば大学が負担致します。
11	設計変更について	8	13	3		「…大学が本件土地の入札手続きにおいて…」は「…大学が本件事業の入札手続きにおいて…」と読み替えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。該当部分を「…本件事業の入札手続きにおいて…」と変更いたします。
12	本件土地以外の土地使用について	10	19	2		同項の趣旨としては、事業者が建設における資材置場等として土地の使用許可を受けられるとの意味でしょうか。そうであった場合、その使用条件 (有償、無償を含め) をご提示下さい。	お考えのとおりです。無償による使用許可といたします。
13	大学が実施した測量等から発生する損害の負担について	10	20	2		「大学が実施した測量及び地質調査の誤謬等から発生する損害は、合理的な範囲で大学がこれを負担するものとする。」とありますが、貴校が全額負担すべきものです。「合理的な範囲で」は削除すべきと考えますが、この文言を明記された趣旨をご教示下さい。	原案どおりと致します。大学が実施した測量及び地質調査の誤謬等から発生した損害であっても、通常の建設者であれば、当然予測し避けることができた損害については、大学が負担しない趣旨です。
14	各種調査について	10	20	3		「…本件施設の建設に際し各種調査等を行う必要が生じた場合…」とありますが、これは要求水準書に従った調査を意味するのでしょうか？	要求水準書及び応募者提案に規定された水準を達成するために、必要な調査という意味です。
15	近隣対策リスクについて	10	21			ご確認ですが、大学を設置することに起因する近隣対策リスクは、大学が負担するとの理解でよろしいですか。	大学は既に設置済みですので、かかるリスクは想定できないと考えます。
16	近隣対策等について	10	21			近隣対応が必要となる状況は通常、不測のものとして理解しますが、「合理的に要求される範囲」との限定付きとはいえ、これは事業者のみの責任とするのではなく、必要性が発生した段階で大学当局と協議の上、対策を講じていくものと考えますが、いかがでしょうか。	原案のとおり、建築工事に起因する近隣対策は、事業者の責任により行うものとします。大学は、必要に応じて事業者との協議に応じます。
17	スケジュールの調整について	11	22	2		「工期等の調整は、事業者の責任及び費用において」とありますが、事業者の業務範囲外である工事や備品搬入において、合理的な費用が発生した場合には、別途精算して頂く等の措置が必要と考えますが、如何でしょうか。	別途精算いたしません。ただし、大学は、備品の搬入等について事業者の工程等に十分に配慮します。大学が事業者との協議の結果に従って備品の搬入等を行わなかったため事業者の費用が増加した場合には、第86条に基づき必要に応じて協議の対象となります。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	条	項	号		
18	スケジュールの調整について	11	22	2		「工程等の調整は、事業者の責任及び費用において行われる」旨規定されていますが、費用負担を伴う工程等の調整とはいかなる場合が考えられますか。 大学が別途発注するもの、及び要求水準書に記載されていない備品により費用が発生した場合は大学側の費用負担と考えてよろしいでしょうか	本件事業を円滑に実施するために必要となる一切の調整を想定しております。例えば、他の建設業者等との連絡・調整費用などがこれに含まれます。また、後段について、大学は発生した費用につき別途負担いたしません。
19	履行保証保険について	11	24	2		履行保証保険の保険金額は、SPCと建設者との工事請負契約額の10%以上とする」と理解してよろしいですか。	設計費、建設費及び工事監理費の合計額に相当する金額の10%以上です。
20	履行保証保険について	11	24	2		有効期間は設計・建設期間全体」とありますが、事業者を被保険者とする履行保証保険の場合、同保険は事業者と建設者との工事請負契約書に基づき、設計期間を含めるのは難しいと考えますが、如何でしょうか。	原案どおりと致します。
21	完成確認について	12	29		(4)	「大学への説明を、大学の要求する方法で実施する」とありますが、具体的にどのような説明要求を想定されていますか。	機器、備品の取扱いに関して、大学が知っておくべき説明を求めるもので、通常の建物引渡しにおいて行われている説明を想定しています。
22	事業者の責でない場合の工事一時中止の費用負担について	14	34	2		「...大学は...事業者が被った一切の損害を合理的な範囲で賠償しなければならない」とありますが、当該損害は貴校が全額負担すべきものであるため、「合理的な範囲で」は削除すべきと考えますが、この文言を明記された趣旨をご教示下さい。	原案どおりと致します。事業者に対する損害賠償も無限に認められるものではなく、社会通念上相当な範囲に制限されるという趣旨です。例えば、通常の事業者であれば当然に予測し避けられた損害は賠償の範囲から除かれます。
23	工期変更に伴う費用負担について	14	35		(1)	「事業者に生じる増加費用又は追加費用は、サービス購入費に算入する」とありますが、サービス購入費の変更に伴い事業者と金融機関のローン契約が再契約となった場合、これに付随するブレイクコストは大学が負担して頂けると理解してよろしいですか。そうでない場合には、増加・追加費用については、一時金として事業者に支払うこととして頂きたいと考えます。	支払金額、支払方法を含めて第86条に基づく協議の対象となると考えます。ご質問にあるブレイクコストについては、必要であれば、大学が負担致します。
24	引渡について	15	38			保存登記を行う記述がありますが、「表示登記」は事業者側で事業者のコスト負担で実施するのでしょうか。	表示登記は事業者の負担で行ってください。所有権の保存登記については大学が行います。
25	大学の責により引渡しが遅延した場合について	15	39	1		第2項では、事業者の責めに帰すべき事由により引渡しが遅延した場合、事業者は遅延損害金を支払うとされていますが、本項で、事業者の責めに帰すべき事由でなく引渡しが遅延した場合には貴校は遅延損害金を負担しないとされているのはなぜでしょうか？貴校の責めに帰すべき事由により引渡しが遅延した場合は、貴校が遅延損害金を負担されるという理解でよろしいでしょうか？	原案どおりと致します。当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用については大学が負担することから、大学はこれとは別に遅延損害金を負担する必要はないと考えます。
26	かし担保責任について	15	40			「備品等は瑕疵担保期間を1年、故意重過失の場合は5年」と規定することは可能でしょうか。	原案どおりと致します。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	条	項	号		
27	かし担保責任について	15	40	2		住宅の品質確保の促進等に関する法律」を適用されておりますが、本件施設は住宅ではなく大学施設であります。同法を適用している理由をご教示下さい。	住宅の品質確保の促進等に関する法律上の概念を借用して事業契約(案)における合意の内容に取り込んだものですから、同法を適用しているものではありません。
28	本件施設の修繕について	17	46	1		サービス購入費の対象となる修繕とそうではない修繕との具体的な取り決めはどの様になされるのでしょうか。何らかの書類にて明確に規定されると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書で求めている維持管理業務に関する性能を満足するための修繕等は、その規模の大小にかかわらず全て事業者が行うものとします。ただし、大学の責めに帰すべき事由により修繕等が必要な場合はこの限りではありません。
29	証明責任について	18	49	1		第2項では、事業者が損害が生じた場合、損害が学生または教職員の責めに帰すべきものであることの証明責任は事業者にあると規定されていますが、本項の「事業者の責めに帰すべき事由」であることの証明責任は貴校にあるという理解でよろしいでしょうか？	故意過失の立証責任については、本契約に別段の定めがない限り、私法の一般原則により決定されます。例えば、債務不履行責任の場合、事業者の責めに帰すべき事由による損害については、事業者の方で故意過失がないことを立証する必要があります。
30	特別食堂の業務報告について	20	58			特別食堂の運営に関する年度別報告書の提出を義務づけていますが、本特別食堂の運営はサービス購入費の対象にはなっていない独立したもので、営業収支を含む事業報告を開示する必要はないものと考えます。民間の独立採算事業についての事業報告が求められている理由をご提示下さい。	原案どおりと致します。特別食堂の運営は、本件事業の一部であり、建物使用料を無償としている関係上、大学に対する事業報告の開示は必要であると考えます。
31	サービス購入費の減額について	20	61			是正要求を行うことができる」とありますが、是正事項に対し事業者が疑義がある場合の対応方法を事業契約書で規定して頂きたいと考えますが如何でしょうか。	原案どおりと致しますが、事業者の方から協議を申し出ること何ら妨げられません。
32	一方的通知による契約解除について	21	64			「大学は...180日以上前に事業者へ通知の上、本契約を解除することができる」とありますが、当該一方的通知により契約解除された場合、事業者の貴校に対する損害賠償請求(逸失利益等)は妨げられるものではないという理解でよろしいでしょうか？この旨は事業契約にも明記していただけないでしょうか？	お考えのとおりです。第70条第4項冒頭「第66条の規定により本契約が解除された場合、...」を「第64条又は第66条の規定により本契約が解除された場合、...」に変更いたします。
33	大学による任意解除について	21	64			第69条の条文において、第64条(大学の任意解除)の適用条件としては「大学が維持管理及び特別食堂の運営を引き継ぐ」場合の規定と解釈できます。つまり、大学による任意解除が適用される場合には「維持管理業務と特別食堂の運営業務を大学が必ず引継ぐ」との理解で宜しいでしょうか。そうでない場合、大学により任意解除され、かつ維持管理業務と特別食堂の運営業務を大学が引き継がない場合の損害賠償が規定されていないと考えます。	大学が維持管理及び特別食堂の運営を引き継ぐことを想定しています。なお、事業契約書第69条第3項第2文として「ただし、特別食堂の運営については、大学が不要と判断した場合は引き継ぎを要しない。」を新設致します。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	条	項	号		
34	不可抗力等の場合による契約解除権について	22	67	3		大学は...事業者に対する通知の有無にかかわらず、本契約の全部または一部を解除することができる」とありますが、本条の場合、事業者にも当然に契約解除権が与えられるべきだと考えます。解除権を大学のみにした理由をご教示下さい。	事業契約においては大学が本件事業の発注者であること、大学と事業者の間で協議を経ていること等を考慮すれば、大学のみ契約解除権を認めても不合理ではないと考えます。
35	出来高部分の検査について	22	68	1		出来高部分を最小限度破壊して検査することができる」とありますが、どのような場合を想定されたものでしょうか？	例えば建設工程における写真が存在せず、破壊しなくては建物内部の工程状況を確認できない場合などです。
36	出来高部分を買取らない場合について	22	68	1		第65条による契約解除の場合は、大学による出来高部分の買取は大学の任意とする」とありますが、貴校が出来高部分を買取らないこともあり得るのでしょうか？それはどのような場合でしょうか？	お考えのとおりです。例えば買取金額や代金の支払方法について合意が成立しない場合などです。
37	引渡前の解除の効力について	22	68	2		文中の「対等額」は相殺を規定している民法の規定通り「対当額」との理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。「対等額」を「対当額」に修正いたします。
38	支払方法について	22	68	3		大学は...一括または分割払いにより事業者に対して支払う」とありますが、この支払方法は事業者及び金融機関との協議により決められるべきと考えます。(支払方法によっては事業者に金融コストが発生する可能性があるため。協議により決定される旨を事業契約に明記していただけますでしょうか？	原案どおりと致します。ただし、第86条に基づき必要に応じて協議の対象となります。
39	引渡後の解除の効力について	23	69	2		事業者の責めに帰すべき事由による損傷等」には、本件施設の使用による経年変化・損耗は含まれないと考えますが、具体的にどのような損傷を想定されていますか。	適切な維持管理がされていないことに起因する損傷等です。よって、本件施設の使用による経年変化・損耗も、場合により含まれます。
40	支払方法について	23	69	5		大学は...一括または分割払いにより事業者に対して支払う」とありますが、この支払方法は事業者及び金融機関との協議により決められるべきと考えます。(支払方法によっては事業者に金融コストが発生する可能性があるため。協議により決定される旨を事業契約に明記していただけますでしょうか？	施設整備費相当分の残額の支払いについては、契約解除前のスケジュールに従って支払います。第69条第5項第1文を「本契約が解除され、第3項に従い大学が維持管理及び特別食堂の運営の引継ぎを受けた場合、大学は、施設整備費相当分の残額については別紙12(サービス購入費の金額及び支払いスケジュール)に規定する解除前の支払いスケジュールに従い、第70条第4項に規定する損害金については支払時点までの利息を付した一括又は分割払いにより、事業者に対して支払うものとする。」と変更いたします。
41	引渡後の解除の効力について	23	69	5		「・大学は事業者が維持管理及び特別食堂の運営を終了させるために要する費用について、相当な範囲内で、事業者に対して支払う…」について、相当な範囲の具体的な範囲をお示し下さい。	事業者が負担した費用を填補するのに社会通念上やむを得ないと認められる範囲です。具体的な中身については、個別具体的に判断されますので、現時点ではこれ以上の回答は困難です。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	条	項	号		
42	損害賠償について	23	70	4		事業者が被った損害」には、ローン契約のブレイクコストも含まれると理解してよろしいですか。また、大学の任意や帰責事由に基づく契約解除時による損害金には、事業者の得べかりし利益等も含めて頂きたいと考えますが如何でしょうか。	事業者の蒙った損害については、大学は、相当因果関係の範囲内にある損害を賠償いたします。
43	保全義務について	24	71			最小限度の保全措置とは、具体的にはどのような措置を想定されていますか。	本件施設の現状維持を図る措置を想定しています。
44	公租公課の負担について	24	73			本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て事業者の負担とし、・・・と記載されていますが、消費税率が上昇した場合は、現段階で予測不可能な場合に該当するため、事業者の負担外だと理解でよろしいでしょうか。	大学が支払う維持管理費相当に係る消費税等相当額については、支払いの時点における消費税率に従って大学が負担するものとします。
45	本件施設の内容の公表について	25	78	1, 2		「本件施設の内容」には具体的に何が含まれるのでしょうか？	施設の写真・図面等本件施設に関する一切の事柄です。
46	著作権等について	25	78	2	(2)	文中の「変名」とはいかなるものを意味していますか。	事業者を特定できる実名以外の一切の表示です。
47	損害保険について	38	別紙7			維持管理期間中の保険は「第49条第2項関係」とされていますが、「第49条第3項関係」ではないでしょうか。	お考えのとおりです。
48	損害保険について	38	別紙7			維持管理期間中の保険について、特別食堂を提案しない場合には、施設賠償責任保険には加入しなくてよいのでしょうか。	維持管理期間中においては、特別食堂の提案の有無に係らず、次の内容の「施設賠償責任保険」にも加入してください。 保険契約者 事業者 保険期間 維持管理業務開始時から維持管理期間終了時までとする。(毎年度更新することでもよい。) てん補限度額(補償額): 対人 :1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上 ・対物 :1事故あたり1億円以上 補償する損害 本件施設の所有、使用もしくは管理および本件施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 免責金額 50,000円以下 その他 :大学を追加被保険者とする事 交叉責任担保追加特約を付帯すること これにともない、「(2)施設所有管理者賠償責任保険」の項は削除します。
49	しゅん功に伴う提出図書について	40	別紙8			【別紙8 しゅん功に伴う提出図書】内の「も念書」とはいかなる内容のものでしょうか。	季節等により、しゅん功時には実施できない設備機器等の検査、調整を可能となった時点で実施する旨の念書等を想定しております。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	条	項	号		
50	不可抗力による追加費用の負担割合	41	別紙9			各項但し書きに、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は追加費用額から控除する」とあります。事業者としては、例えば第1項の場合、建設工事に要する費用相当額の100分の1の額について保険を付保すれば、事業者負担額は0円となるとの理解でよろしいですか。	お考えのとおりです。保険金額については、事業者の負担金額から控除されます。
51	不可抗力による追加費用の負担割合	41	別紙9			設計・建設期間中に不可抗力が生じた場合、追加費用額が同期間中の累計で、施設整備費相当額の1000分の10に至るまでは事業者が負担するものとし、」とありますが、この施設整備費相当額には割賦金利は含まれるのでしょうか。	別紙9の施設整備費相当額については割賦金利は除くものとします。なお、同様に、第39条第2項の施設整備費相当額、第70条第1項第1号の施設整備費相当額についても割賦金利は除くものとします。
52	保証書の様式について	43	別紙10	4条		【別紙10 保証書の様式】内の第4条において保証人の権利行使に制限がかかっていますが、その理由はいかなるものですか。別紙10は建設事業の瑕疵の保証に関するもので、保証人たる建設者が保証債務を履行して得られる権利は起因者に対する求償権だと考えられますが、この求償権の行使まで制限されるのでしょうか。この種の約定は、金銭債務の保証等の場合に見受けられるのですが、瑕疵担保責任には馴染まないものと思われませんか。	瑕疵担保責任の直接の履行が不可能なSPCが、求償された結果、本事業の実施が不可能となることを避ける趣旨です。
53	要求水準を満たしていない場合の措置について	52	別紙14	3	(2)	【別紙14 サービス購入費の減額の基準と方法】減額ポイントHは各項目毎にカウントすることになっていますが、当該項目とはいかなるものですか。例えば、表1に記載の“施設を利用する上で明らかに重大な支障がある」とみなす事態”に記載の各事態を1項目とカウントするのでしょうか。	お考えのとおりです。
54	モニタリングと減額等のフローについて	53	別紙14			【別紙14 サービス購入費の減額の基準と方法】「モニタリングと減額等のフロー」の下から4段目の“減額措置なし”には、“ポイントHは翌四半期には繰り越さない」と注記されていますが、別紙14の2.(2)末尾で“減額ポイントHは次の半期には繰り越さない」と記載されています。フロー中の内容を翌半期に読み替えるということではよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。フロー中の「翌四半期」を「翌半期」と変更いたします。また、フロー図下から3段目の「ある四半期」を「ある半期」と変更いたします。
55	法令変更による追加費用分担規定	54	別紙15			実施方針の「資料2 リスク分担表 税制度の変更」欄では、本事業に直接関係する税制度として括弧書きで、消費税等を含むと明記してあります。別紙15においても消費税について明記して頂きたいと考えますが、如何でしょうか。	原案のとおりとします。なお、大学が支払う維持管理費相当に係る消費税等相当額については、支払いの時点における消費税率に従って大学が負担することになります。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項				
1	構造計画について	3	1	(1)		本事業建物に対する免震構造の提案は想定されているでしょうか。	要求水準書に示す条件を満たしているのであれば、免震構造の採用は事業者の判断によります。
2	各種申請業務	3	1	(1)		確認申請上は総合研究棟の増築と考えてよいでしょうか。	建築確認申請は、角間団地の全ての建物に対しての本事業建物に対しての増築となります。
3	敷地造成について	3	1	(2)		本計画地における都市計画法29条許可申請書を閲覧できるようお取り計らい願います。	国が行う事業のため、都市計画法第29条の開発許可申請は、行っておりません。
4	確認申請上の敷地面積	4	4	(2)		確認申請上の敷地面積は527,186.7m ² と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
5	建設予定地と本事業建物・外構の関係	4	4	(2)		本業務建設予定地7,460m ² と今回の建築物の範囲・外構の範囲に関係はあるのでしょうか。	【参考資料10】に示した本事業建物、コリドー及び外構範囲をもって約7,460m ² としています。
6	確認申請対象区域について	4	4	(2)		本事業における確認申請対象区域をご教示願います。	施設部企画課において閲覧可能です。
7	日影規制について	4	4	(7)		本施設敷地内1号線道路が将来市道になった際、日影規制は南側の総合研究棟を含めた複合日影になると考えて宜しいでしょうか。またその際、敷地内既存建物の位置・高さ・平均地盤面の情報をご教示願います。	お考えのとおりです。また、既存建物の図については、施設部企画課にて閲覧可能です。
8	施設面積算定について	5	5	(1)		「施設規模9,330m ² にサービスヤード、ビロティ、アカデミックホール等は含まない」との記述ありますが、共用廊下や共用トイレ等も施設規模には含まないと考えて宜しいでしょうか。	本事業計画建物の施設規模の算定にあたってはアカデミックホール及びその部分に係る廊下等、四方が外壁に囲まれていない部分(サービスヤード・ビロティ等)、自動化書庫の仮想床及び吹抜部分を含まないものとしています。従って共用廊下及び共用トイレは含まれます。
9	面積について	5	5	(1)		ここに記載のある面積と別表1に具体的な数字を示されている面積との差は別表1の適宜の部分となるのでしょうか。	お考えのとおりです。
10	面積について	5	5	(1)		サービスヤードに具体的な面積が示されていませんが、G3階を無くした場合にはサービスヤード自体を無くすことも選択可能と考えてよいでしょうか。	G3階を無くすことは可能ですが、G3階に示す諸室の機能を満たすためサービスヤードは必要と考えます。
11	図書館の職員数について	5	5	(2)		「(P5) 図書館の職員数 6人」とありますが、これには情報管理室、製本準備室等の職員は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。その際、図書館全体の職員数(平日昼間)は何人になるかご指示願います。またロッカー室、休憩室を利用するのは事務室の職員のみと考えてよろしいでしょうか。	図書館の職員数は6人(平日昼間)です。情報管理室、製本準備室等は必要に応じ、図書館職員が業務を行うエリアです。また、ロッカー室、休憩室の利用は図書館職員のみとしています。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項				
12	図書館の職員数について	5	5	(2)		図書館の24時間開館について、夜間は無人での管理とありますが、カードキーによるエントランス扉での管理のみと考えてよろしいでしょうか。その際、夜間のトラブル等の対応について、想定があればご指示願います。(警備会社、当直等の有無など)	通常開館時間外は、エントランス扉から認証されたカードキーによる入館としています。夜間のトラブル等の対応は警備会社の巡回監視、緊急通報(インターホン)により対応する予定です。
13	24時間開館について	5	5	(2)		「24時間開館の実施」は、どの範囲でしょうか(…24時間利用できる…と記載のある室が対象でしょうか)。また、空調及び換気に関しては、別表1の利用人員に示されている時間で考え、閉館時の人員は「0」と考えればよろしいでしょうか。	「24時間開館の実施」は、要求水準書本文に…24時間利用できる…と記載のある室が対象です。また、空調及び換気についてはお考えのとおりです。
14	自然科学系図書館の開館時間について	5	5	(2)		24時間開館の実施とありますが、休講期も同様と考えて良いですか。	休講期においても24時間開館は行う予定としています。
15	施設の長期修繕計画に付いて	7	6	6-3	(1)	事業期間内には、大学のリスク及び事業契約書(案)第46条1項で規定されている大学の責めに帰すべき事由、並びに同条第2項以外で大学が費用負担する大規模修繕の予定は無いものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
16	施設の長期修繕計画に付いて	7	6	6-3	(2)	長期修繕計画に基づく材料の選択、施設の設計及び事業期間にわたる施設の保全を行うとなっておりますが、機器の耐用年数(24時間稼働機器)及び不可抗力的な故障により機器の更新が必要となった場合の費用はどう考えたら良いですか？	機器自体の選定は事業者によって行われるため、機器の耐用年数による更新は事業者の費用負担です。不可抗力の取り扱いについては事業契約書(案)によります。
17	建物配置について	8	6	6-5	(3)	建物は、できるだけ緩やかな傾斜地を利用して配置……とありますが、参考資料10の位置から変更してもよろしいですか。	要求水準書に示す条件を満たしているのであれば、参考資料10の建物位置は事業者の判断によります。
18	総合研究棟 図面について	8	6	6-6	(2)	総合研究棟 は計画建物の隣接建物であり渡り廊下で接続するため、図面をいただけるようお取り計らい願います。	施設部企画課において閲覧可能です。
19	特別食堂について	9	6	6-6	(2)	特別食堂は、科学の丘への眺望を重視するとありますがテラス等を設置してもよろしいですか。	可能です。
20	要求水準書 災害対策	11	6	6-8		・風水害や落雷、断水、停電、火災等の災害対策を考慮した設備計画とする。とありますがどの程度まで考慮すればよいのか、ご教示ください。	いわゆる震災に対する防災拠点等の内容を想定したものではありません。通常起こりうる災害等の対応に必要な設備と考えます。
21	要求水準書 冷温水配管	11	6		(I)	冷温水配管 冷水 温水の行返 温度・圧力をご教示ください。	冷温水の利用温度は、冷水：(往)8.5 ~ (返)13、温水：(往)44 ~ (返)40、送水圧力0.35MPaです。

NO	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
22	照明制御について	12	6	6-8	(1)	(ア)	(8)照明制御方式に「客室の照明は各室毎に・・・」とありますが、警備用カードリーダーの設置する部屋のみに対応と考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
23	受変電設備について	13	6	6-8	(1)	(ウ)	総合研究棟 電気室の単線結線図をいただけるでしょうか。	施設部企画課において閲覧可能です。
24	受変電設備について	13	6	6-8	(1)	(ウ)	総合研究棟 電気室の高圧分電盤に今回用の高圧分岐遮断機、保護継電機は設置されているか、あるいはスペースのみか (箱体の有無) に教示ください。	フィーダー盤は、設置済です。2次側の取出しとなります。
25	受変電設備について	13	6	6-8	(1)	(ウ)	総合研究棟 より供給される一般及び保安電源の電気容量の制限はあるのでしょうか。	角間、団地で発電機容量600kwです。
26	中央監視設備について	13	6	6-8	(1)	(ア) (イ) (ウ)	総合研究棟の中央監視盤の改修は本業務に含むとありますが、中央監視盤の改修可否を判断できる資料をいただけないでしょうか。	施設部企画課において閲覧可能です。
27	防犯設備について	15	6	6-8	(1)	(ア)	「既存の他施設導入のシステムと同様のシステム」とありますが、既存システムについて詳細を明示ください。	火災報知設備に連動し外部出入口の解錠をができること。
28	防犯設備について	15	6	6-8	(1)	(ア)	「客室および外部との出入口はカードロック装置を設ける。」とありますが、別表1では、各室に電気錠、カードリーダーの指示がありません。設置箇所を明示ください。	別表1(g)に記載のとおりです。
29	冷温水の供給時間について	15	6	6-8	(2)	(ア)	中央機械室 (総合研究棟)からの冷温水供給は、24時間可能でしょうか。	24時間供給可能です。
30	冷温水の温度について	15	6	6-8	(2)	(ア)	冷水及び温水の供給温度は何 でしょうか。また、還り温度の制限はあるのでしょうか。	冷温水の利用温度は、冷水：(往)8.5 ~ (返)13、温水：(往)44 ~ (返)40 です。
31	室内条件について	16	6	6-8	(2)	(イ)	室内設計条件は、目標値としても良いでしょうか。また、自然換気時における温湿度条件の許容値は、ありますでしょうか。	空調能力は、要求水準を満たすこと。また、自然換気時における許容値は定めません。
32	要求水準書・入札説明書	16	6			(イ)	(イ)空調設備 3)~7) (ウ)換気設備 2)~3)の計画説明書・主要機器仕様 PAL/CEC根拠資料は 入札説明書のP-33にある (様式6-2-5)機械設備計画の概要以外に添付するのでしょうか。ご教示ください。	(様式6-2-5)機械設備計画の概要の一部として、LCCの向上に対する考え方、空調のゾーニング、LCCO2の削減に対する考え方、主要機器の概要について簡潔に記載してください。
33	自動制御設備について	16	6	6-8	(2)	(イ)	「既存の建物管理方式との整合性をとる」とありますが、既存方式を詳細に明示ください。	【参考資料8】中央監視室の管理業務資料を参考としてください。尚、具体的には機器の状態監視を中央監視室で行えるような自動制御設備としてください。

NO	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
34	給湯設備について	17	17	6-8	(1)	(ウ)	湯沸室の給湯については貯湯式電気温水器等の使用は可能でしょうか。	可能です。
35	排水設備について	17	17	6-8	(2)	(ウ)	厨房排水については高度除害施設が必要でしょうか。	下水道法の基準に従ってください。
36	雨水排水系統について	17	6	6-8	(2)	(ウ)	放流先について「建物東側の下水本管へ」とありますが、雨水の一部は西側への排水管もありますが、この系統についても接続可能と考えてよいですか。	可能です。
37	目標騒音値について	18	6	6-8	(2)	(シ)	示されている室内許容騒音値は、全て目標値としてもよろしいでしょうか。また、リフレッシュコーナーや休憩室等もこの許容騒音値におさめる必要があるのでしょうか。(原則の適用外範囲のご指定)	騒音に関しての基準は、目標値ではなく全ての室で満たしてください。原則としてのコメントは、本計画地で通常では考えられない特殊な外部騒音等に関しては除外する意味です。
38	喫煙スペースについて	19	7				現在、喫煙スペースはありませんが、全館禁煙と考えてよろしいでしょうか。(健康増進法/第25条により喫煙スペース等の確保が必要になるため)	特別食堂を除く本事業建物内は、全館禁煙です。喫煙は外部に設置する予定です。特別食堂の部分については運営に一任する予定です。
39	AVホール兼会議室とBDSの範囲について	21	7	7-2	(13)		AVホール兼会議室は「図書館資料を使用する」との記載がありませんが、BDS範囲外の設置でもよいのでしょうか、あるいはそのほうがよいのでしょうか。	AVホール兼会議室は、BDS範囲内の設置とし、自然科学系図書館のエリア内とします。
40	教材利用コーナーについて	22	7	7-1	(18)	(ア)	教材利用コーナー「学内作成の教材」とは具体的にどのようなものでしょうか。	学内作成の教材」とは、学内で学習・教育用に作成した画像データ・文献データ等の電子情報化された資料 (DVD、CD-ROM、学内各サイトDBの教材資料)としてしています。
41	冷蔵ショーケースについて	29	7	7-3	(48)	(1)	購買店舗内の冷蔵ショーケースは備品と考えてよいですか。「冷蔵ショーケースの冷媒管を設ける」とありますが、これは、工事範囲内でしょうか。その場合の容量等を明示ください。	冷蔵ショーケースは備品とし、冷媒管の設置は工事範囲です。7.5kw x 1台を想定しています。
42	特別食堂について	30	7	7-3	51	(1)	可動式間仕切り等で10～12名程度の会食が……とありますが何室程度必要ですか。	1室です。
43	施設整備について	30	7	7-3	(51)	(I)	備品については大学の負担により標準グレードのものを用意していただけのことですが、備品の範囲を具体的にご提示下さい。調理用鍋や食器等の消耗品も備品に含まれると考えてよろしいでしょうか。	大学の負担により調達する厨房設備及び備品には、レジ、調理用鍋、食器、箸等の什器類は含まれません。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項				
44	自動化書庫の面積について	33	別表1			法的な延べ床面積算定上では5m毎に仮想床が発生するので本計画では計3層分の面積となり288×3=864となりますが、別表1の面積を864と読み替えてよろしいでしょうか。 また5-5-(1)にある自然科学系図書館面積及び延べ面積は(288×2=576)増加すると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。但し、本事業計画における施設規模面積においては、自動化書庫の2-3層部分は吹抜けとして、提案に係る延べ面積に算入しなくても構いません。
45	貴重資料室について	37				貴重資料室の「自然採光 無」とあるのは自然採光をとってはならないものと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
46	給水量について	52	8	(1)	(カ)	「1日の予定使用水量 給水原単位を示し提示すること。」とあります。一方で、【参考資料3】インフラ資料内に高置タンクの容量が明記されています。計画をする上で、この容量は変更可能でしょうか。	容量は参考値です。必要に応じて、変更は可能です。
47	各 (設備・電気)インフラについて					「【参考資料3】インフラ資料」で各種インフラの概略系統が明記されていますが、各インフラ設備の接続点は本計画建物外壁位置と考えてよいですか。	工事範囲は、【参考資料3】に示すとおりです。共同溝は図示の位置までを本工事とします。電気設備配管は、図示の内容と本文P.11 6-8 (1)記載の項目内容までとします。機械設備配管については、既存配管との接合点は、給水 (市水) 給水 (井水) ガス (厨房用) ガス (空調用) 冷温水管 (往還) は、既設共同溝の北末端、消火管 (屋内消火栓) 消火管 (屋外消火栓) は、総合研究棟 トレンチ内の北末端 (本建物側外壁) からの位置とします。排水管は下流側末端の位置を既存管との接合点とします。(矢印が流れ方向を表現しています。)
48	共同溝について					「【参考資料3】インフラ資料」に共同溝が明記されていますが、共同溝は本工事範囲外と考えてよいですか？工事範囲内である場合、共同溝数量欄は適宜とありますが同資料に明記されている程度を工事範囲と考えてよいですか。	共同溝は本工事範囲です。共同溝の範囲については、【参考資料3】を参考としてください。
49	屋外排水管について					「【参考資料3】インフラ資料」にある屋外排水管 (生活及び雨水) は整備済み (工事範囲外) と考えてよいですか。	【参考資料3】に示す屋外排水管 (生活及び雨水) は本工事範囲です。
50	外構範囲図について					本計画の外構工事範囲として参考資料10に示された範囲を超えて提案することは可能でしょうか。(西側サ-ビスヤ-ドや北側アプローチウェイに対する調整は可能でしょうか。) また現状で計画があるようでしたらご教示いただくようお願いいたします。	要求水準書に示す条件を満たしているのであれば、参考資料10の外構工事範囲を超える提案は事業者の判断によります。
51	外構範囲について					「【参考資料10】外構範囲資料」今回対象となる外構範囲以外で本事業建物に接する外構部分は本事業建物建設後に施工されると考えてよいのでしょうか。	本事業建物の建設が始まると想定される時期においては、がん研究所棟の建設に係る部分 (本事業建物及び外構部分の西側) 以外は整備もしくは施工中の予定です。

NO	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
52	工事中に使用できる敷地について						「参考資料10】外構範囲資料」に関連して、工事中に使用できる敷地の範囲を提示願いたい。	事業者との協議によります。
53	広場について						「参考資料10】外構範囲資料」に関連して、広場にサービス用車両が入り込む計画は許容されるでしょうか。	広場へのサービス車両の動線計画は不可とします。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	条	項			
1	事業予定者の設立について	3	1			本協定後締結後[平成 年 月 日まで/速やかに]とありますが、事業予定者 (SPC) 設立においては、社内手続きをはじめ、相応の期間を要します。つきましては、「速やかに」と規定して頂きたいと考えます。	「速やかに」と規定いたします。
2	株式の譲渡について	4				乙の構成員は事業契約が終了するまで事業予定者の株式を保有することとなっていますが、事業契約期間中で甲の承諾が得られる株式の譲渡の態様はいかなるものですか。	構成員が倒産した場合など本件事業の継続のためにやむを得ないと認められる場合です。
3	事業契約について	6				本基本協定締結後平成 年 月 日までに、事業予定者と甲との間で、事業契約を締結せしめる」とありますが、事業契約締結においては、SPCの設立を含め、相応の社内手続きが必要となります。つきましては、「速やかに」と表現を修正して頂きたいと考えます。	「速やかに」と変更いたします。
4	事業契約締結に至らなかった場合について	3	8			「...事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙は、本件事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし...」とありますが、事業契約の締結に至らなかった事由が貴校の責に帰すべきものである場合、本条は貴校への損害賠償請求を妨げるものではないでしょうか？	大学がその責に帰すべき事由により事業契約を締結しない事態は想定できません。

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項				
1	入札書等について	5	4			金融機関からの関心表明書は (写)ではなく、本書を添付するとの理解でよろしいですか。	お考えのとおりです。
2	様式8-5 長期修繕計画	82				本表に記載する金額は様式5-3及び様式5-5に記載する維持管理費用のうち修繕・更新に係るものを含めるのでしょうか。また、別紙1の3頁にある大学負担の大規模修繕費用もこれに含めるのでしょうか。本様式の記入期間 (30年)は本事業の事業期間と異なりますが、提案の審査時には本見積り金額はどのように評価されるのでしょうか。	修繕・更新に係るものおよび大学負担の大規模修繕費用を含めます。本様式では、見積金額を求めているのではなく、あくまでも長期修繕計画の考え方を評価します。
3	(様式8-5)長期修繕計画について	82				長期修繕計画提案は、入札価格とどのような関連付けが必要となるのでしょうか。また、提案審査 (基礎審査・定量的審査)においては、どのような取扱いとなるのでしょうか。	本様式では、見積金額を求めているのではなく、あくまでも長期修繕計画の考え方を定量的審査の中で評価します。
4	様式5-9 (1)運用計画書 様式5-10 (3)資金収支計算書	36 38				様式5-9(1)運用計画書」に(税抜き)、また、様式5-10 (3)資金収支計画書」の脚注に「消費税及び物価変動は含めないでください。」とありますが、消費税相当分の資金調達等を含めて、取引実態として消費税は含めるべきと考えますが、いかがでしょうか。	様式5-9 (1)運用計画書」および 様式5-10 (3)資金収支計画書」については、消費税も含めて記載してください。なお、様式5-10(1)損益計算書」については、会計処理上必要となる場合には消費税を含めて記載して下さい。

注1)不動産取得税に関する質問回答は後日公表いたします。

注2)施設部企画課での閲覧を希望する場合は、事前にご連絡をお願いします。

注3)質問のうち、明らかな番号違いや誤字・脱字等については修正してあります。